

参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、当該応募者に対して、企画競争を実施する予定です。

2 業務の概要

- (1) 業務名 岡山市小児慢性特定疾病児童等相互交流支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務目的 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の22の規定に基づき、長期にわたり療養を必要とする児童等（法第6条の2に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、相互に交流し、又はボランティア等と交流（学習支援を含む）やピアサポート相談の機会を提供することによって、情報交換やコミュニケーション能力の向上及び社会性を涵養し、もって小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図ることを目的とする。
- (4) 委託期間 契約日から令和9年3月31日まで

3 応募要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、「役務」部門に登録があること。現在、有資格者名簿に登載がない者も参加意思確認書を提出することができるが、参加意思確認書の提出と併せて有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (3) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 以下のア及びイの条件を満たす支援員を1名以上配置できること。

- ア 小児慢性特定疾病児童等に対する交流支援（学習支援を含む。）に関わった経験がある者
- イ 児童・青年期に小児慢性特定疾病の療養経験がある者

4 日程及び期限

内容	日程・期限
説明書等の交付	公示日～令和８年１月２９日（木）
説明書等に関する質問受付	令和８年１月１５日（木）午後５時まで
説明書等に関する質問回答	令和８年１月２１日（水）午後５時掲載
参加意思確認書の提出	令和８年１月８日（木）～令和８年１月２９日（木）まで 各日午前９時から正午、午後１時～午後５時 （岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第４４号）第１条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）
企画提案書の提出予定期限※１	令和８年２月２６日（木）

※１ 応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。企画競争を実施する場合には、別途、お知らせします。

5 説明書等に関する質問の受付及び回答

（１）受付方法

電子メールで、メールの件名を「【参加者確認質問】岡山市小児慢性特定疾病児童等相互交流支援業務委託」として、岡山市保健福祉局健康衛生部保健管理課へ提出すること。

E-mail：hokenkanrika@city.okayama.jp

（２）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

6 参加意思確認書の提出

（１）提出書類

①参加意思確認書（様式１）

②配置予定職員報告書（様式２）

（２）提出方法

持参のみ。

（３）提出場所

岡山市保健福祉局健康衛生部保健管理課

7 有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類

(1) 提出書類

応募者により提出書類が異なるので、事前に必ず時間的に余裕をもって問い合わせること。

(2) 提出方法及び場所

6に記載の参加意思確認書、配置予定支援員報告書と併せて提出すること。

8 その他留意事項

(1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。

(2) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された参加意思確認書は、返却しません。

(4) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。

(5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。

(6) 参加意思確認書に記載した配置予定支援員は、変更することはできません。

(7) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。

(8) 応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとした理由についての説明を求めることができます。

(9) 応募要件を満たさないとした理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。

(10) 本手続は、予算その他本市の事情により中止する場合があります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局健康衛生部保健管理課（岡山市保健福祉会館7階）担当：有吉

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話：(086)803-1251

FAX：(086)803-1756

E-mail：hokenkanrika@city.okayama.jp